

PPP／PFI推進における課題を踏まえた 施策の方向性



内閣府 民間資金等活用事業推進室

(1)	新たな目標の方向性（案）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
(2)	地方公共団体における活用促進に向けた施策の方向性	・・	P. 3
(3)	実績の少ない分野での活用拡大	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10
(4)	新たな収益を生み出す事業の促進	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.13
(5)	PPP／PFI推進における課題を踏まえた 施策の方向性（まとめ）	・・・・・・・・	P.14

(1)新たな目標の方向性(案)

(第27回PFI推進委員会計画部会 (令和3年10月15日) 資料1より再掲)

1. わが国の社会環境を踏まえると、PPP/PFIの一層の推進が必要であり、このため、事業規模目標の拡大や、公共施設等運営事業の重点分野の目標の充実を図ることとしてはどうか。

(1) 事業規模

- ・ 現目標と同様に10年間の目標とする。
- ・ 現在の取組に加え、①小規模自治体でのPPP/PFI実施や、分野の広がりによる裾野の拡大、②収益施設の併設・活用などにより新たな収益を生み出す事業の促進、を念頭に目標を設定してはどうか。

※現目標との継続性の観点からアクションプランが対象とするPPPや事業規模の考え方はこれまでと同様とする。

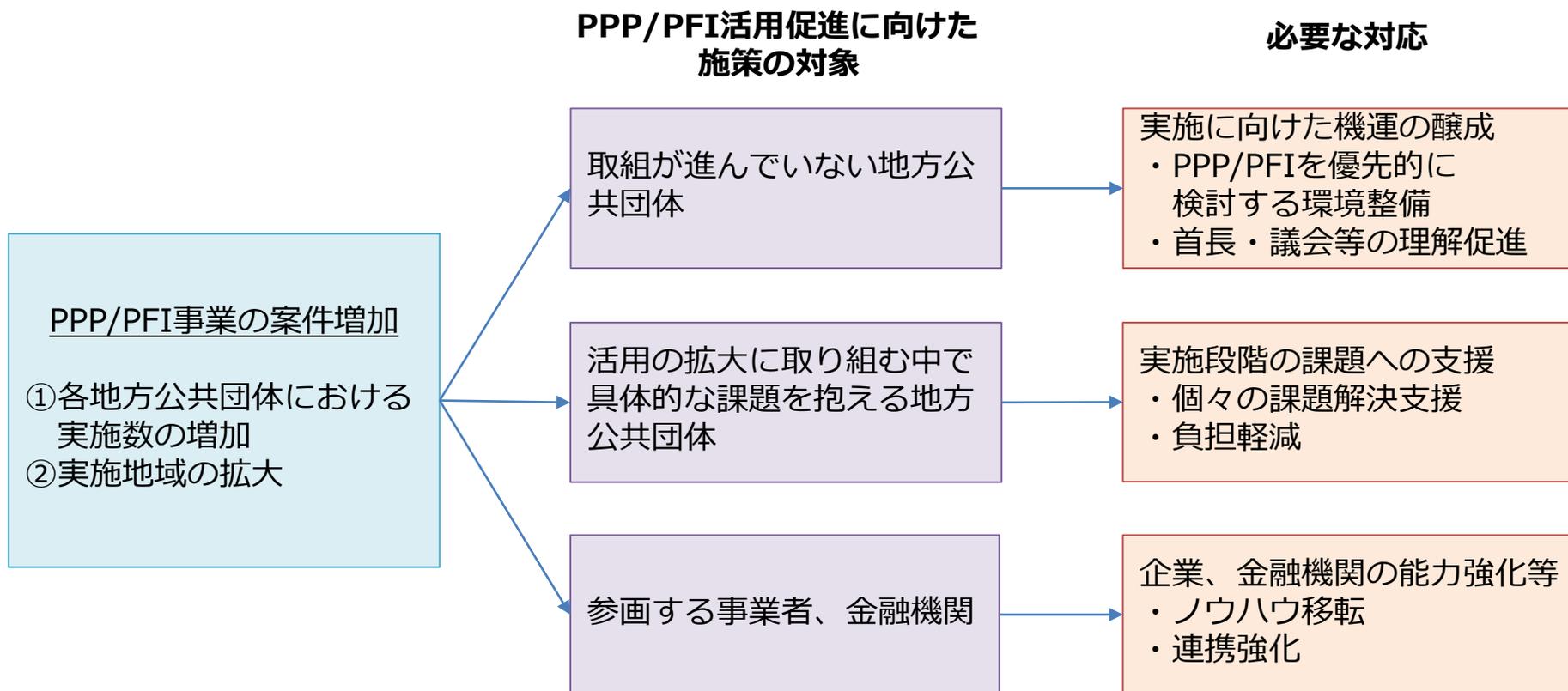
(2) 重点分野

- ・ 重点分野は早期の実現を促す観点から3～5年程度の目標とする。
- ・ 事業規模目標の達成に資するよう、重点分野の充実を念頭に目標を設定してはどうか。

2. また、PPP/PFIとカーボンニュートラル、デジタル化等の政策課題との連携や、公共サービスの質の向上等のPPP/PFIの社会的効果について測定する指標を設定してはどうか。

(2) 地方公共団体における活用促進に向けた施策の方向性①

- 地方公共団体におけるPPP/PFIの活用促進に向けて、①各地方公共団体における実施数の増加、②実施地域の拡大（未実施団体での実施）に取り組む必要がある。
- 地方公共団体の主体的な取組を促進する環境の整備を進めるとともに、民間からの提案を募りつつPPP/PFIが推進される基盤を全国に広げることが重要。
- それぞれの地方公共団体の状況に対応した施策が必要。小規模な地方公共団体でも取り組みやすいよう、より一層の負担軽減に資する施策や、身近な施設での活用を促進する施策を検討すべき。
- 事業に参画する事業者や金融機関に対しても能力強化等の対応が必要。



(2) 地方公共団体における活用促進に向けた施策の方向性②

- 地方公共団体やPFI事業者等からは、地方公共団体の取組意識向上やノウハウの蓄積、地元企業・地銀等の育成に関する要望・指摘が挙げられている。
- 地方公共団体におけるPPP/PFIの活用促進に向けた今後の施策の方向性(案)を以下に整理。

必要な対応	施策の方向性（案）／施策例	
① 地方公共団体の実施に向けた機運の醸成		
PPP/PFIを優先的に検討する環境整備	優先的検討の促進	優先的検討規程の策定・適切な運用の促進、補助等における導入検討の要件化
	検討の下地の充実	広域化・集約化等公共施設等の中長期的な管理計画検討
首長・議会等の理解促進	首長・議会等への働きかけ	PPP/PFIに対する誤解や懸念の解消
	効果的な広報	地域別取組状況や事例の紹介、活用実績や効果の見える化
② 地方公共団体の実施段階の課題への支援		
事業実施上の課題解決支援	ノウハウの充実	ガイドライン・手引き等の充実、実施上の課題解決事例の整理・共有、事業分野・所管省庁の垣根を越えた課題解決事例の整理・共有
	ノウハウ獲得機会の多様化	研修・セミナー等の充実、地域プラットフォームの拡大 ワンストップ相談窓口の活用、専門的な人材の派遣
	情報不足への対応	終了事業の効果の整理・共有、個別事業情報の整理・共有
負担軽減	事業開始までの事務負担軽減	参考となる資料例の共有、手続き期間の合理化
	事業期間中の事務負担軽減	モニタリング・事後評価の簡易化
	財政負担軽減	アドバイザー費用の補助対象化 専門的な人材の派遣や導入可能性調査等の費用に対する支援
③ 事業者・金融機関の能力強化等		
ノウハウ移転		PFI推進機構の研修等の充実による人材育成、地銀案件への機構による支援を通じたノウハウ移転
		好事例の横展開
連携強化		地域プラットフォームの拡大

青：拡充する取組、赤：新規の取組

参考：地方公共団体やPFI事業者からの要望・指摘

○地方公共団体やPFI事業者等からは、地方公共団体の取組意識向上やノウハウの蓄積、地元企業・地銀等の育成に関する要望・指摘が挙げられている。

要望・指摘事項

①実施に向けた機運の醸成

- ・地方公共団体間でPPP/PFIに対する温度差が大きい。地域内全ての団体で取組を進めるような仕組みが必要。
- ・大規模案件を中心に、首長や議員の理解が重要。案件の実施や取組の促進には首長の熱意がカギとなる。
- ・議会では、PFIは民間への丸投げであり、効率を重視するためにサービスの質の低下を招くといった、誤ったイメージが定着してしまっている。

②実施段階の課題への対応

- ・地方公共団体職員のマンパワーや専門知識が足りていない。また、3年程度で担当者が交代しており、継続性の確保が課題となっている。
- ・ノウハウの蓄積のためには案件数の増加が重要。案件が増えない理由の1つに首長や地域住民の誤解・懸念が挙げられる。
- ・地域プラットフォームの場は有効であるが、開催頻度が限られるため、より多くの課題解決に向けたアクセスの機会があるとよい。
- ・より多くの事例、小規模団体の身の丈に合った事例、目に見える具体的な効果を共有してほしい。
- ・公民館や小学校等、住民サービスに直結する案件では地元の反対を受けることもしばしばあり、事業化においては地域で粘り強く信頼関係を構築し、理解を得ることなどが必要。

③事業者・金融機関の能力強化等

- ・ノウハウを有する地域企業の育成が課題。
- ・小規模な地方公共団体には知見のある金融機関が存在しないことが大半であり、地銀等の能力強化が必要。

地域プラットフォームや各種セミナー等での要望・指摘事項を内閣府にてとりまとめ

参考：PPP／PFIに関するガイドライン・手引き等

	事業 発案段階	事業条件 検討段階	実施方針の 策定・公表	特定事業の 評価・選定、公表	民間事業者の 募集、評価・選定、公表	事業契約等の 締結等	事業の 実施、監視等	事業の終了	
事業導入関連	地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き（H15）								
	PPP/PFI手法導入優先的検討 規程 ・策定の手引き（H28） ・運用の手引き（H29）								
事業推進の 手続き関連	PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（H13策定、R3更新）								
	PPP/PFI導入可能性調査簡易 化マニュアル（H31）						PFI事業におけるリスク分担等に関 するガイドライン（H13策定、R3 更新）		
	VFMに関するガイドライン（H13策定、H30更新）					契約に関するガイ ドライン(H15策 定、R3更新)	モニタリングに関するガイドラ イン（H15策定、H30更新）		
	VFM簡易算定モデル、 VFM簡易算定モデルマ ニュアル（H29）							PFI標準契約 1(H22)	PFI事業における 事後評価マニュアル(R3)
	地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル（H26）								
	公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（H25策定、H31更新）								
官民対話（民間提案含む） 関連	PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド （H28 ※内閣府・総務省・国交省）								
	専門家派遣によるハンズオン支 援」から得られた官民連携事業 の具体化のポイント集（R3）								
	地域プラットフォームの取組か ら得られた「円滑な官民対話」 のポイント(R1策定、R2更新)								
	地方公共団体のサウンディング 型市場調査の手引き（H30策定、 R1更新）								
	PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル （H26策定、R3更新）								
その他	地域プラットフォーム運用マニュアル（H29）・PFI推進室HP「各種PFI情報」、「PFI契約情報」、「よくある御質問」等								

※この他、各分野・施設の特色を踏まえたガイドライン・手引き等が各省庁等により整備されている。

参考：内閣府の支援事業の状況

○内閣府では、地方公共団体におけるPPP/PFIの取組を支援するため、事業発案～事業選定段階を中心に支援事業を実施。

支援メニュー	H27	H28	H29	H30	H31	R2
地域プラットフォーム形成にかかる支援						
優先的検討規程の運用にかかる支援						
民間提案活用支援						
高度専門家による課題検討支援						
新規案件形成にかかる支援						
民間資金等活用事業調査費補助事業						

主な成果

- ・地域プラットフォーム参画団体数 : 514団体 (R2.3)
- ・優先的検討規程策定団体数 : 18団体 (H28.9) →194団体 (R2.3)
- ・案件形成にかかる支援のうち
PPP/PFI事業の案件化件数
(平成28年度～平成30年度) : 34件 (支援数67件)

参考：優先的検討規程の策定とPFI事業実施状況

- 策定済194団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**118**
- 未策定1,594団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**196**
- 未策定団体のPFI事業実施率は**12%**に留まるが、策定済団体では**61%**に向上

優先的検討規程策定済・未策定の地方公共団体の比較

策定主体		優先的検討規程策定済			優先的検討規程未策定			(参考値)		
		団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率 (%)	団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率 (%)	団体 総数	PFI 事業 実施団 体総数	PFI 事業 実施率 (%)
地方公共 団体	都道府県	47	35	74%	0	0	-	47	35	74%
	政令指定都市	20	19	95%	0	0	-	20	19	95%
	人口20万人以上の 市区	83	50	60%	28	12	43%	111	62	56%
	小計	150	104	69%	28	12	43%	178	116	65%
	人口20万人未満の 市区町村	44	14	32%	1,566	184	12%	1,610	198	12%
	合計	194	118	61%	1,594	196	12%	1,788	314	18%

参考：地域プラットフォームの活用状況

地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）について、

- 参画済514団体のうち、令和元年度までにPFI事業実施済の団体数は**157**
- 未参画1,274団体のうち、令和元年度までにPFI事業実施済の団体数は**157**
- 未参画団体でのPFI事業実施率は**12%**に留まるが、参画済団体では**31%**に向上

なお、内閣府・国土交通省は27の地域プラットフォームと協定を締結し、支援を強化している。

地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）参画団体・未参画の地方公共団体の比較

策定主体		地域プラットフォーム参画済			地域プラットフォーム未参画			(参考値)		
		団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率 (%)	団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率 (%)	団体 総数	PFI 事業 実施団 体数	PFI 事業 実施率 (%)
地方公共 団体	都道府県	36	28	78%	11	7	64%	47	35	74%
	政令指定都市	17	16	94%	3	3	100%	20	19	95%
	人口20万人以上の 市区	58	41	71%	53	21	40%	111	62	56%
	小計	111	85	77%	67	31	46%	178	116	65%
	人口20万人未満の 市区町村	403	72	18%	1,207	126	10%	1,610	198	12%
	合計	514	157	31%	1,274	157	12%	1,788	314	18%

(3) 実績の少ない分野での活用拡大

- 活用実績の少ない、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに関する事業や、維持管理等を中心とした事業において、PPP/PFIを活用した民間の創意工夫により、施設の長寿命化や効率的な維持管理等への寄与が期待できる。
- これらの事業について、モデル検討や事例の横展開が行われているほか、内閣府においては指標連動方式のガイドラインを今年度中に策定予定。
- 事業分野・所管省庁の垣根を越えた緊密なノウハウの共有等により、様々な分野への活用拡大について、大幅な加速を図ることが必要と考えられる。

■ キャッシュフローを生み出しにくいインフラに関する取組例

国土交通省は利用料金を徴収しないインフラ（道路、橋梁、河川、公園等）について、以下の手法の導入を検討する地方公共団体を支援

- ① 指標連動方式を活用する事業
- ② 分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

令和3年度 支援事業例

- 尼崎市
道路・公園・水路の維持管理を対象とした包括的民間委託
- 周南市
道路・橋梁・照明灯等の道路付属物の包括維持管理
- 玉名市
道路・河川・橋梁等の日常維持管理の合理化に向けた包括的民間委託

■ 維持管理等を中心とした取組例

文部科学省では先導的なPPP/PFIとして維持管理等のみを行う事業に関し事例集をとりまとめ

文教施設において維持管理等のみをPPP/PFIで実施した事例

明石市

○ 事業概要

市内158の文教施設等における保守点検・清掃等業務、日常修繕（130万円未満の業務）を包括的に管理委託

○ 事業実施効果

- ・ 専門業者と連携して統一的な施設管理に係るノウハウを蓄積
- ・ 受託者が修繕を行う「内製化」に加え、市の施設管理担当の技術職員と受託者が修繕の対応方法を検討することで、同じ金額でより多くの質の高い修繕を実現
- ・ 施設の安全、安心の向上
- ・ 市職員及び利用者双方の満足度が向上

参考：インフラ更新・維持管理推計

- 各施設の所管省において推計された、予防保全等の対策効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しが公表されており、概ね30年間の平均で、計10兆円／年を超えると推計されている。
- 国、地方公共団体等が「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新に取り組んでいる。

所管省	対象施設	将来見通し (予防保全等の対策)
文部科学省	公立小中学校の非木造校舎・屋内運動場・寄宿舍	約1.0兆円/年
	スポーツ施設 (建築物(体育館、屋内プール等))	約0.3兆円/年
	社会教育施設(公民館、図書館)	約0.24兆円/年
	社会教育施設(博物館)	約0.15兆円/年
	文化施設	約0.17兆円/年
厚生労働省	水道施設	約1.3兆円/年
	医療施設	約0.42兆円/年
農林水産省	農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設	約1.0兆円/年
	治山施設、林道施設	約0.0039兆円/年
	漁港施設、漁場の施設、漁業集落排水施設、海岸保全施設	約0.12兆円/年
国土交通省	道路、河川等、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設	約6.5兆円/年
環境省	一般廃棄物処理施設	約0.69兆円/年

参考：下水道分野におけるPPP／PFIの導入状況

- 下水道分野では、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕などの包括民間委託を中心とし、積極的にPPP/PFIの導入を進めている。
- 下水処理場の30%程度、ポンプ場の15%程度で導入されており、近年増加中。

	下水処理場 (2,199箇所)	ポンプ場 (6,069箇所)	管路施設 (約48万km)	全体 (1,471団体)
PFI (公共施設等運営事業)	2契約 (2団体)	1契約 (1団体)	1契約 (1団体)	2団体
PFI (従来型)	10契約 (7団体)	0契約 (0団体)	1契約 (1団体)	8団体
DBO方式	25契約 (22団体)	1契約 (1団体)	0契約 (0団体)	23団体
指定管理者制度	62箇所 (20団体)	81箇所 (9団体)	33契約 (11団体)	20団体
包括的民間委託	531箇所 (266団体)	893箇所 (160団体)	38契約 (26団体)	272団体

※団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

国土交通省資料より（令和2年4月時点）

(4)新たな収益を生み出す事業の促進

- 民間の創意工夫を活用し、新たな収益を生み出す事業に取り組む事例が増えており、新たなビジネス機会の創出や公的負担の抑制に貢献している。
- 産官学金が連携する地域プラットフォームやサウンディング型市場調査等を活用し、地方公共団体が民間事業者等との対話の機会を確保することが有効。
- 地方公共団体が積極的に対話の機会の確保に取り組むよう、好事例の横展開や支援策の周知等が重要。
- 民間の創意工夫が十分に発揮されるよう、規制改革等との連携が有効。

民間提案を受けて収益の拡大に取り組み、事業の実施に至った事例

事例1：富山市／庁舎北側公有地活用事業（令和3年4月運営開始）

地域プラットフォームを契機にワークショップ・アンケート・個別対話を実施



行政機能に加えて、保育所や有料自習室、スポーツクラブ等が入居する複合施設とする事業を民間が提案

事例2：津山市／旧荻田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業（令和2年7月運営開始）

現地見学会やサウンディング型市場調査により民間と意見交換を実施



自由度の高い運営による付加価値の創出、地域飲食店との連携による朝食の提供など、多様なサービスを民間が提案

事例3：須崎市／須崎市公共下水道施設等運営事業（令和2年4月運営開始）

PFI法第6条に基づく民間提案を実施



下水道資産（処理場遊休地、既設管渠等）の活用による収益事業の実施について民間が提案

(5) PPP/PFIの推進における課題を踏まえた施策の方向性(まとめ)

1. 地方公共団体における活用促進

- 各地方公共団体における実施数の増加や、実施地域の拡大（未実施団体での実施）に取り組む必要。
 - 地方公共団体の主体的な取組を促進する環境の整備を進めるとともに、民間からの提案を募りつつPPP/PFIが推進される基盤を全国に広げることが重要。
 - それぞれの地方公共団体の状況に対応した施策が必要。小規模な地方公共団体でも取り組みやすいよう、より一層の負担軽減に資する施策や、身近な施設での活用を促進する施策を検討すべき。
- ⇒活用促進には、実施に向けた機運の醸成、実施段階の課題への支援、事業者・金融機関の能力強化等の取組が必要であり、これらに資する取組の新規実施・拡充を図る方向で検討。

2. 実績の少ない分野での活用拡大

- 活用実績の少ない、キャッシュフローを生み出しにくいインフラに関する事業や、維持管理等を中心とした事業において、PPP/PFIを活用した民間の創意工夫により、施設の長寿命化や効率的な維持管理等への寄与が期待できる。
 - これらの事業について、モデル検討や事例の横展開が行われている。
- ⇒事業分野・所管省庁の垣根を越えた緊密なノウハウの共有等により、様々な分野への活用拡大について、大幅な加速を図る方向で検討。

3. 新たな収益を生み出す事業の促進

- 民間の創意工夫を活用し、新たな収益を生み出す事業を促進するには、産官学金が連携する地域プラットフォームや、サウンディング型市場調査等の活用、地方公共団体が民間事業者等との対話の機会の確保が有効。
- ⇒地方公共団体が積極的に対話の機会の確保に取り組むよう、好事例の横展開や支援策の周知等を強化する方向で検討

4. 推進方策のPDCA

- ⇒事業規模目標の達成に向けて、効果検証を踏まえつつ進捗を図る観点から、主要な推進方策については目標期間（10年間）の半分の5年間でKPIを設定し、中間評価を行う方向で検討。